

令和7年10月採用 阿賀町職員採用試験（一般事務・障がい者）案内

令和7年4月15日

阿賀町役場

〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113（内212）

担当：総務課 職員採用担当

次のとおり阿賀町職員採用試験（一般事務・障がい者）を行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

試験区分	職種	受験資格	採用予定人員
高校卒業程度	一般事務	下記の全ての要件を満たす者 ○平成3年4月2日から 平成19年4月1日までに生まれた者で、 高校卒業（または卒業見込み）の者 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳のいずれかの交付を受けてい る者 ○介護者なしに職務の遂行ができる者 ○活字印刷文による筆記試験と口述による 面接試験に対応できる者	若干名

◎ 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後の日において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時及び試験場

区分	日時	試験会場
第1次試験	令和7年7月13日（日） 受付時間 午前9時から 午前9時40分まで 試験開始 午前10時	新潟県自治会館 （新潟市中央区新光町4-1）

第2次試験	8月下旬頃	阿賀町役場 日時、試験場等は、第1次試験の合格者に通知します。
-------	-------	------------------------------------

3 試験の方法

(1) 第1次試験

試験種別	内 容
教養試験	択一式による筆記試験を行います。 ・知識分野（時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題）20題 ・知能分野（文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題）20題 (時間：120分)
作文試験	課題に対する理解力、思考力及び表現力等について、作文試験を行います。(時間：60分)
事務適性検査	職員としての適応性について、択一式による検査を行います。(時間：10分)

注) 1 教養試験及び専門試験は高校卒業程度で行います。

2 「古文」、「哲学、文学、芸術等」、「国語」の出題はありません。

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者に対して面接試験を行います。

(3) その他

第1次試験の合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

4 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者	令和7年7月下旬頃の予定	阿賀町役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、全受験者に合否を通知します
最終合格者	令和7年8月下旬頃の予定	

5 合格から採用まで

採用は、最終合格者の中から決定するものであり、令和7年10月1日を最初の採用の日とします。ただし、合格者全員が必ず採用されるとは限りません。

6 給 与

給与は、阿賀町職員の給与に関する条例等の規定により支給します。

初任給は、令和7年4月1日現在、高校新卒者で188,000円です。ただし、学歴や職歴等により、一定の基準で加算される場合があります。

このほか期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び状況により扶養手当、通勤手当等が支給されます。

7 受験申込方法

申込書に所要事項を記入・押印し、写真(縦4cm、横3cm)1枚を貼り、他に2枚を添付して阿賀町役場総務課に提出してください。

なお、申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表面に「**阿賀町職員採用試験（一般事務・障がい者）受験**」と朱書きし、簡易書留にて、阿賀町役場総務課まで送付してください。

阿賀町役場総務課 〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地 TEL 0254-92-3113 (内線212)

(1) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

申込書の受付は、令和7年4月15日(火)から令和7年6月5日(木)まで。

※郵送の場合は、令和7年6月5日(木)必着とします。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時00分までです。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

8 受験にあたっての注意事項

(1) 試験当日は、次のものを忘れずに持参してください。

ア 受験票(試験日前までに郵送するので、試験当日必ず持参してください。)

イ HBの黒鉛筆、消しゴム、鉛筆削り

ウ 昼食

(2) 駐車場の用意はありません。自家用車はご遠慮ください。

(3) 試験場は、全面禁煙です。

(4) 試験場の備品には絶対に手を触れないでください。なお、器物等を破損した場合は、受験者の責任において原状回復をさせることとなります。

(5) 車椅子の使用等、受験上の配慮を希望する場合は、受験申込みの際に電話で総務課職員採用担当まで連絡してください。